

FAX119 緊急通報システム

聴覚や言語機能の障害によって音声での会話が困難な方が、119 番通報する場合に FAX を使用するシステムが「FAX119」です。

(事前登録などの手続きは不要)

FAX119 は「62-0222」をダイヤルし、FAX 用紙を送信するだけで、当消防本部に FAX が届き、救急車（消防車）が出動します。

また、携帯電話やスマートフォン等からインターネットを利用して 119 番通報ができるサービスもあります。 **(事前に消防本部に申請が必要)**

詳しくはホームページの NET 1 1 9 欄を参照ください。

FAX119 の利用方法

1. 「119 緊急要請書（FAX）」に必要事項を記入します。
2. 「62-0222」をダイヤルし、用紙を送信します。
3. 島原消防本部で受信に成功すると、島原消防本部から「受信確認書」を送信します。

FAX119 番通報をする場合の注意事項

1. 通報は、119 緊急要請書（FAX）にあらかじめ必要事項（住所・氏名・電話番号）を記入しておくことスムーズに通報できます。
2. FAX119 通報による出動は、島原市、南島原市及び雲仙市（国見町、瑞穂町）内に在住している聴覚等に障害がある方に限ります。
3. FAX119 番は送信完了まで若干の時間を要します。また、自宅や隣の住宅などが火事の場合は、できるだけ人を呼ぶ

などの別の通報手段を用いるか、送信後直ちに避難してください。

4. 119 緊急要請書（FAX）がない場合は、次のことを書いて FAX して下さい。

「救急車（消防車）を呼びたい場所の住所、氏名、FAX 番号」

「火事で何が燃えているのか」、「救急車の要請でどこが痛いのか、ケガをしているのか」

・ FAX 要請書はダウンロードできます。

【お問い合わせ先】

窓口：島原消防本部指令課

電話：0957-65-5151